

嬉野市「空き家バンク」 利用促進補助金



「空き家」活用してみませんか？

「空き家バンク」に空き家を登録したり、登録してくれる
空き家を紹介すれば補助金がもらえます！



みんなの力で空き家をへらそう！

対象：空き家を持っている人
空き家を使いたい市外の人
空き家の持ち主を知っている人

補助金の額：最大50万円 ※詳しくは裏面へ

※市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件を、リフォームした場合

**★空き家のリフォームの場合は、事前申請が必要です。
事前申請がない場合には補助金を受け取れません。**



☆市税に滞納がないこと、不動産仲介業者でないこと、暴力団等でないことも条件です。



【お問い合わせ】 嬉野市役所 秘書広報課

TEL: 0954-66-9115 Mail: iju@city.ureshino.lg.jp



嬉野市空き家バンクはこちら
市役所1階から

●空き家バンク利用促進補助金の詳細

どんなとき？	条件は？	いくらもらえるの？	
リフォームするとき (リフォーム補助金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	リフォーム費用の 1/2	上限50万円
DIYでリフォームするとき (DIY補助金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をDIYでリフォームする場合 ※事前の申し込みが必要	材料費実費額	上限10万円
不要物を撤去するとき (登録準備支援金)	空き家バンク登録物件にある不要物を撤去する場合※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。	撤去費用実費額	上限8万円
仏壇を撤去するとき (仏壇撤去支援金)	空き家バンク登録物件にある仏壇を撤去する場合。※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。	撤去費用実費額 ※魂抜き費用は×	上限2万円
家を清掃するとき (ウェルカムクリーニング支援金)	市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をハウスクリーニングする場合	クリーニング費用 実費額	上限5万円
空き家を登録したとき (登録奨励金)	空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
優良物件を登録したとき (良質物件登録奨励金)	築20年以内で、改修の必要のない空き家を、市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
3万円以下で家を貸すとき (お手頃賃貸物件登録奨励金)	耐震基準を満たす空き家を、家賃3万円以下で市の空き家バンクに登録した場合	1件につき	1万円
空き家を借りるとき (仲介手数料支援金)	市外からの転入者が空き家バンク登録物件を利用する際に、仲介手数料を支払う場合	仲介手数料実費額	上限5万円

●空き家をリフォームするときは、事前に申込が必要となります。

●詳しくは嬉野市役所ホームページをご覧ください。市役所塩田庁舎

秘書広報課(0954-66-9115)までお尋ねください。

問合せ及び申込み先

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市役所 2階 秘書広報課

TEL:0954-66-9115

MAIL:iju@city.ureshino.lg.jp



不要物(仏壇含む)撤去指定事業者 廃棄物の収集運搬等のルールにより定められています。	
(有)塩田環境開発	0954-66-4160
エコシステム(株)	0954-43-2914
的場開発	0954-42-1566
(株)イワフチ	0952-86-5433
小野商店	0954-65-2201